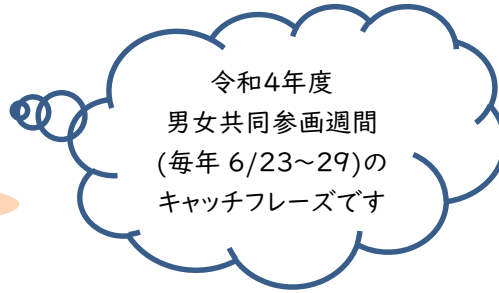




「あなたらしい」を築く、 「あたらしい」社会へ



令和4年度
男女共同参画週間
(毎年6/23~29)の
キャッチフレーズです



「男女共同参画社会」と聞いて、どのような社会を思い浮かべますか？

このキャッチフレーズは、

『「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて、誰もが生きがいを感じられる社会を実現していくきっかけとなるキャッチフレーズ』

として、内閣府が若い世代を対象に応募を募り、決定したものです。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいうと、男女共同参画社会基本法で定義されています。

「参画」は、参加の意味を超えて、意思決定過程、政策決定過程に加わることを意味します。

現在、教育を通じて男女共同参画の考え方が伝えられており、10代の若者においても、その意識が高まっています。我が国は男女共同参画社会の実現を目指しています。

世界経済フォーラムが2022年7月に公表した、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数では、日本は146か国中116位（前回は156か国中120位）で、G7、東アジア・太平洋地域の19か国のいずれでも最下位となりました。

この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つのテーマからデータが作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

日本のそれぞれのスコアは右記の表のとおりです。

「教育」と「健康」は上位になるものの、「経済」と「政治」分野に課題が残ります。

日本の各分野におけるスコア

分野	スコア	個別順位
経済	0.564	121位/146か国
政治	0.061	139位/146か国
教育	1.000	1位/146か国
健康	0.973	63位/146か国

政治分野は、国会議員、閣僚、最近50年における行政府の長の在任年数の男女比によってスコア化されており、日本の政治分野の女性比率は、他国と比較して圧倒的に低いことが分かります。法律面では1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、2000年には「男女共同参画計画」を閣議決定しました。さらに2018年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されていますが、それだけでなく、性別による固定的な役割分担を反映している税制や年金制度、男性による家庭参画の保障など、これまでの仕組みや制度を変えていく必要などが指摘されています。ジェンダー・ギャップは深く日本社会に根を張っており、これらを一つ一つ改善していく必要があります。



産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

厚生労働省の統計によると、令和3年度の育休取得率は、女性が85%、男性が14%です。男性の取得率が低い理由には、収入減、職場の理解への不安、職業キャリアへの懸念があります。2022年10月、育児休業制度改正と同時に、男性版産休制度といえる「産後パパ育休制度」が創設されました。育児休業制度と産後パパ育休制度を合わせれば、子どもが1歳までに4回に分けて休むことが原則可能になり、また、労使協定を締結している場合限り、労働者が合意した範囲で休業中の就業が可能となりました。



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)

長きにわたり、女性支援は「売春防止法」(売春を行うおそれのある女子に対する補導処分・保護更生を行う特別刑法)の枠組みに基づき、「DV防止法」による支援がこれに加わり行われてきました。

2022年5月に成立したこの法律は、新たに「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確にしました。

本法律で女性は、「日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」とされています。

また、「困難な問題を抱える女性」は、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう」と定義されています。

困難な経験をした女性の心身の回復を図り、生活の再建や自立のための支援を女性の意思を尊重して行っていくこと、そして人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指します。

夫婦別姓について

日本の民法750条は夫婦同姓を規定しています。婚姻により姓を変更した場合、同一人と認識されにくかったり、職業経歴の連続性を示すために、資料の提示が必要となるなどの負担もあります。

そのため、婚姻後も旧姓を通称として使用することを認める職場が増加しており、2018年には初めて通称を使用する最高裁判官が誕生しています。

海外の例を見ますと、ジェンダー・ギャップ指数10位のドイツでは、同姓、別姓、そして複合姓(自分の姓と相手の姓をあわせる)の3種類の選択肢があります。

ドイツのメルケル元首相は若い頃結婚し、姓を夫の姓であるメルケルとしました。その後離婚しましたが、旧姓に戻さず、再婚後も夫婦別姓を選択し、メルケルのままとしました。

ジェンダー・ギャップ指数15位のフランスでは、戸籍上の姓は出生時の姓で、婚姻によって変わることはありません。しかし婚姻により夫の姓を通称として使用する女性が多くいます。この理由について、「貧困地域においては女性が結婚していることに価値を持つので、結婚していることを表すため」というフランス社会学者の見解があります。また「戸籍上の姓では夫の姓と違うため、医療費の払い戻しなど行政手続きができなかった」など夫の姓と異なることで不都合が生じるという意見もあるようです。他方「移民である夫が妻の姓を通称として用いることで就職や住居の契約の際有利になる」という意見もあります。また、複合姓も通称として用いることができます。

子どもの姓については①父の出生時の姓、②母の出生時の姓、③複合姓、④両親が意思表示を行わない場合は父親姓です。なお、両親の婚姻の事実は子どもの姓のつけ方に影響しません。

日本では、第5次男女共同参画基本計画においては、夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方について、国民の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされています。

※最高裁判所大法廷は、平成27年(判決)と令和3年(決定)の2度にわたり、夫婦同氏制度は憲法に違反していないと判断しています。

「未産うつ」について

妊娠・出産を望み、不妊治療などをしても、子どもをなかなか授かることができなかつたり、妊娠のタイムリミットにより諦めざるを得なかった場合など、後悔や悲しい気持ちを抱え続け、気持ちが沈み、ネガティブな考えが長く続くことを、くどうみやこさん(子どものいない女性を応援する団体「マダネ プロジェクト」代表)は、出産後にイライラや不安などの症状が続く「産後うつ」になぞらえて、「未産うつ」という言葉で表しています。

結婚する年齢や妊娠・出産を希望する年齢が上昇していることなどもあり、不妊に悩む人は増加傾向で、5.5組に1組の夫婦が不妊治療をしているといわれています。治療期間も年単位となることが多く、治療に伴う身体的、心理的、金銭的な負担は大きく、多方面でのサポートの必要性があると考えられています。金銭的には、令和4年4月から人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用されることとなりました。また、不妊に関する心理面の相談窓口の設置が全国的に進んでおり、東京都には、「不妊・不育ホットライン」という名称の電話相談があります。

思いを共有するだけでも気持ちが軽くなり、立ち直りも早くなることがわかってきているため、当事者同士などで気持ちを共有し合える場所や、カウンセリングを受けられる場所が求められます。

区の事業紹介

中野区では、区内在住の妊娠を望む方・不妊に悩む方を対象に、産婦人科医師による「不妊専門相談」と、ピアカウンセラーによる「ほっとピアおしゃべり会」を行っています。現在、不妊治療中の方もご相談いただけます。開催日等は区 HP をご確認ください。



男女が対等な立場で活動するには、「男は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識を変えること、さらにはジェンダー・バイアス(性差による偏見)をなくす必要がありました。ここでは、ジェンダー平等の障害を取り除くために様々な場面、時代で奮闘した4人の女性を紹介します。

平塚らいてう

「明治時代後半から昭和にかけて
女性の地位向上のために力をつくす」



出典:国立国会図書館
「近代日本人の肖像」
(<https://www.ndl.go.jp/portrait/>)

1886年東京都麹町生まれ。1911年、日本で初めての女性たちによる文芸誌『青鞥』を発行。創刊号に「元始、女性は太陽であった。」から始まる長文を載せる。『青鞥』に掲載した文章で、らいてうは女性の解放にとって重要なのは、社会改革よりも個々の内面の確立であると主張した。しかし1918年より始まる与謝野晶子との母性保護論争を通じて、婦人労働の過酷さへの批判と子どもの保護の主張、すなわち母性保護を主張するようになる。

1920年、女性の政治集会参加などを禁じる治安警察法5条の廃止などを目標とする、新婦人協会を市川房江等と結成し、女性参政権運動を展開、1922年治安警察法が改正され、女性の政治集会への参加が認められた。

シモーヌ・ド・ボーヴォワール

「20世紀フェミニズム運動の象徴的存在
ジェンダー論の基礎を作る」

1908年フランス生まれの作家、哲学者。1949年『第二の性』を出版し、世界的反響を呼んだ。「人は女に生まれるのではなく、女になるのだ。」のフレーズで有名な本書は現在のジェンダー論の基礎を作った。

『第二の性』によれば、女性は这个社会では「他者化」された存在である、とされる。この場合の他者とは女性という定義が自分の外から与えられるという意味である。そして女性は定義を受け入れ内面化することにより隷属化すると説いた。その後、ボーヴォワールは1970年代より、女性解放運動(MLF)に加わり、女性の権利獲得に尽力した。

キャサリン・マッキノン

「セクシュアル・ハラスメントの概念の基礎を作る」

1946年アメリカ生まれのミシガン大学ロースクール教授、弁護士。1970年代半ばに職場でのセクシュアル・ハラスメントが雇用上の性差別にあたると主張。現在のセクシュアル・ハラスメント概念の基礎を作る。その後、その法理論は裁判でも認められ雇用機会均等委員会のガイドラインに採用された。

また、1980年代初頭には、ポルノグラフィ出演女性の権利擁護のため、ポルノグラフィを禁止する、反ポルノ公民権条例をアンドレア・ドウォーキンと共に起草し、ミネアポリス市で条例制定のための運動を起こしたが、立法化には至らなかった。1990年代にはボスニア・ヘルツェゴビナにおける性暴力被害女性たちの代理人として裁判を起こしている。

アニー・エルノー

「ジェンダーや階級などによる格差を経験してきたみずからの人生を反映した自伝的作品を多数発表」

1940年フランス生まれの作家。著書にはデビュー作、女性の権利や階級社会の問題を題材とした『Les armoires vides (空の箆笥)』をはじめ、性別役割分業を描く『凍りついた女』や、労働者階級で女性という二重に差別された筆者の母親を描く『ある女』などがある。これらは、女性問題を権利侵害の視点から捉えた、第二波フェミニズムの視点から描かれている。これに対して、近年映画化された『シンプルな情熱』は、女性の性的欲望を正面から描いたが、これは自分らしさを追求する第三波フェミニズムの視点を採用しており、フランスで議論を巻き起こした。そしてデビュー作で扱った女性の権利としての中絶問題を、女性への暴力と捉え直し、近年の#Me Too運動を想起させる女性たちの連帯を描く『事件』がある。

2022年ノーベル文学賞受賞。

男女共同参画センターからのお知らせ

令和4年12月8日(木)～13日(火)に中野区産業振興センターで、STAND Still 東京の「STAND Still 性暴力サバイバービジュアルボイス写真展

(同時開催:犯罪被害者支援パネル展)」を開催しました

性暴力当事者たちが自らの視点で思いを写した写真に、「心のさけびが、悲しみが伝わった」「被害に遭われた方の目に映る世界、渦巻く感情から生まれる言葉、作品が語る想いにとても強い意志を感じ、共感した」「他の地域でも開いてほしい」等の感想をお寄せいただきました。



編集後記 from 区民編集委員

■人権や平等の考え方が普遍的なものとなっている今日、日常生活・社会生活において、この価値観が否定されることはないでしょう。しかし現実には、権利が侵害され、尊厳が損なわれる状態に置かれ、苦しんでいる人々が存在します。中野区で開催された上掲写真展・パネル展は、被害を受けた当事者達の思いに心を寄せる貴重な体験の機会となりました。男性・女性を問わず、立場を超えて誰もが互いに尊重し合える社会を作り出していくために、本誌をご購読くださった皆様とご一緒に、考え行動していくことができましたらと思います。【脇坂(M)】

■本号は、「男女共同参画・ジェンダー・法律」をテーマとしたが、ジェンダー・バイアスが根深く存在する場合、ジェンダー格差の解消に対して法律を作ってもあまり有効に機能しないと考えられる。ジェンダー・バイアスは歴史的に形成されてきたものであり、これを解消するには法律だけでなく、ジェンダー格差に関する知識が広く人々に共有されることが必要であろう。本情報誌がその一助になることを願う。【脇坂(N)】

中野区男女共同参画センター アンサンブル

〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所4階10番窓口

TEL03(3228)8229 FAX03(3228)5476 メール danjosenta@city.tokyo-nakano.lg.jp